

# 福生市教育委員会会議録

令和2年第3回定例会

- 1 開催年月日 令和2年3月25日(水)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時48分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子  
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦  
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司  
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人  
教 育 支 援 課 長 細 谷 幸 子  
学 校 給 食 課 長 荻 島 正 義  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 矢 ヶ 崎 冬 木  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 森 田 雅 枝  
教育施策担当主幹 酒 見 裕 子  
指 導 主 事 重 末 祐 介  
指 導 主 事 古 川 裕 平
- 8 傍 聴 人 1人

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 12 号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 13 号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第 14 号 福生市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 6 議案第 15 号 福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 日程第 7 議案第 16 号 福生市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第 8 議案第 17 号 福生市学校給食センター処務規則の一部改正について
- 日程第 9 議案第 18 号 福生市学校給食費補助金交付要綱の廃止について
- 日程第 10 議案第 19 号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 11 議案第 20 号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 12 議案第 21 号 福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正について
- 日程第 13 議案第 22 号 福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 14 議案第 23 号 福生市教育センター条例施行規則の一部改正について
- 日程第 15 議案第 24 号 福生市立学校職員労働安全衛生要綱の一部改正について
- 日程第 16 議案第 25 号 福生市立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について
- 日程第 17 議案第 26 号 福生市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 日程第 18 議案第 27 号 福生市立学校等職員服務規程の一部改正について
- 日程第 19 議案第 28 号 福生市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について
- 日程第 20 議案第 29 号 福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第 21 議案第 30 号 福生市学校評議員設置要綱の廃止について
- 日程第 22 議案第 31 号 福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室設置規則の制定について
- 日程第 23 議案第 32 号 福生市立小・中学校スクールアシスタントティーチャー配置要綱の制定について
- 日程第 24 議案第 33 号 学校医、学校薬剤師の委嘱について
- 日程第 25 議案第 34 号 福生市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 26 議案第 35 号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 27 議案第 36 号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第 28 報告第 3 号 福生市立福生第一中学校不登校特例校実施計画について
- 日程第 29 報告第 4 号 福生市と慶應義塾大学SFC研究所との協力に関する包括連携協定について
- 日程第 30 報告第 5 号 令和元年度福生市立学校学校評価について
- 日程第 31 報告第 6 号 全国学力・学習状況調査保護者リーフレットについて

- 日程第 32 報告第 7 号 令和元年度「英検福生モデル」公費受験の結果について  
日程第 33 報告第 8 号 福生市立学校の臨時休校に伴う学校給食費等の取り扱いに  
ついて  
日程第 34 報告第 9 号 福生市立学校教職員の人事異動について  
日程第 35 その他報告事項

教 育 長 おはようございます。それでは、定例会を開催したいと思います。  
会議に先立ちまして報告をさせていただきます。本日、傍聴者から撮影  
をしたいとの申入れがございまして、私においてこれを許可しております。  
よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第3回福生市教育委員会定例会を開会  
いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第26、議案第35号、福生市  
教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第34、報告第9号、福生  
市立学校教職員の人事異動についてにつきましては、人事案件のため福生  
市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、  
日程第35、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び報告第9号を公開しない会議とし、その他報告  
事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、新藤美知子委員、渡  
辺浩行委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。まず教育部長よりお願いいた  
します。

教 育 部 長 おはようございます。よろしく願いいたします。私からは、日程第2、  
教育長報告、学校教育を除く所管事務について御報告をさせていただきます。  
資料を御覧ください。

まず、市全体の動きでございますが、2月21日以降にも書かれておりま  
すとおり、新型コロナウイルスの対策会議、正式には新型インフルエンザ  
等の対策会議でございますが、こちらのほうを数回行っております。そし  
て、3月13日からは、これが対策本部会議に移行されております。また、  
お戻りいただいて、3月3日でございます。令和元年度第1回市議会定例  
会(変更)とございます。資料を1枚おめくりいただきまして、令和2年  
第1回定例会会期日程予定(変更後)とございます。やはり新型コロナウ

ウイルス対策感染症の拡大防止対策といたしまして縮小を図っております。まず、3月3日に本会議がスタートしまして、4日以降は一般質問の予定でしたが、下の補足にもございますとおり、一般質問については中止となっております。また、今議会におきましては、予算審査特別委員会が行われました。通常であれば4日間のところ、時間を短縮しまして3日間ということで行います。また、私どもは17日総務文教委員会で案件がございましたが、この冒頭で本来であれば第三小学校の増築工事、市営競技場の視察を議員のほうがしたいというふうな申し出が事前にありましたが、こちらにつきましても、時間の短縮を図るために中止となっております。なお、本議会につきましては、27日議会、27日本会議最終日審査報告をいたしまして、会期25日間を終える予定でございます。それにつきましては、また後日報告をさせていただきます。

資料お戻りいただきまして、各課の対応を御覧いただきたいと思います。

まず、教育総務課におきましては、教育委員会表彰式をやはり新型コロナウイルスの関係で中止とさせていただきます。

次に学校給食課でございます。施設見学の中止でございますが、欄外に記載がございます。4月3日に先日御案内しました給食調理事業委託化に伴いまして、視察、試食を行い、それを学校でというお話がありましたが、今のこの御時世でございますので、縮小しまして最低限の視察等にとどめさせていただきます縮小をいたします。

続きまして、生涯学習推進課でございます。2月26日に市の方針でイベント等の中止、また規模の縮小、学校の給食等が休業等もございました関係で、ふっさっ子の広場の臨時開設を3月の2日から行ったところがございます。

また、スポーツ推進課でございますが、2日は休館日ございました。3日から体育館3館、中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館を閉館してございます。これにつきましては、市方針の3月31日まで当面の間、閉館としたところがございます。

公民館を飛ばしまして図書館でございますが、資料に記載がございませんが、この体育館3館と同時に、やはり3日の日から一部縮小しまして、長い閲覧等させないということで、事前に予約された方のみカウンターで本のやり取りというところにとどめまして集団感染等防止を図っております。こちらについても、3月31日までの対応予定でございます。

そのほかの事業、もろもろ書いてございますが、市の主催事業はほぼ全

てが中止ということでございます。これまではその方針がございませんでしたので2月26日に方針の決定をしたところです。

私からは以上でございます。

教 育 長  
参事兼教育指導課長

次は、参事から報告をいたします。

私からは、学校教育に関する所管事務について大きく5点報告申し上げます。

恐れ入りますが、5ページを御覧ください。まず、1点目と2点目でございます。福生市教育委員会表彰式及び第11回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートにつきましては、新型コロナウイルス感染予防のために中止をいたしました。

3点は、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。2月26日、別添資料7ページにありますように、各学校に新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応についての通知をいたしました。しかしながら、翌27日、内閣総理大臣より示された臨時休業要請を受けまして、28日臨時校長会を実施し、11ページにございます新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく福生市立学校の対応についての通知を発出いたしました。そこに示されておりますように3月2日の1校時終了後から小・中学校の臨時休校を指示いたしました。さらに、15ページにありますように、保護者宛て通知を発出いたしました。卒業式につきましては、卒業生及び教職員のみで実施し、参列者用マスク及び消毒用アルコールを確保いたしました。

4点につきましては、次第に戻っていただきまして、令和元年度学校評価及び令和2年度教育課程の受理についてでございます。3月6日全校の教育課程の届出を受理しておりますことを御報告いたします。

5点目は、その他の報告でございます。初めに、平成31年度卒業式でございますが、中学校が3月19日木曜日に挙行されました。卒業生は371名でございました。先ほど申し上げたように、新型コロナウイルス感染予防のために通常とは異なる卒業式となりましたけれども、厳粛な卒業式であったとの報告を受けております。また、本日3月25日は市内全小学校において卒業式が挙行されております。

続きまして、令和2年度福生市立学校教職員辞令伝達式でございます。令和2年4月1日水曜日、もくせい会館において行います。開始時刻は、午後2時となっております。よろしく願いいたします。

最後に、令和2年度の入学式でございますが、小学校は4月6日月曜日、

中学校は4月7日火曜日にそれぞれ挙行予定でございます。小学校新入生387名、中学校新入生344名を予定しております。

私からは以上でございます。

教 育 長 以上、報告が終わりました。質問等ございましたらお願いいたします。

ただいま参事から報告をいたしましたけれども、学校の休校措置につきましては、正確には修了式前日までということで、修了式等は、新型コロナウイルス感染症の対策をした上で実施をしているということでございます。

それから、通知文等につきましても、御指導いただきましてありがとうございました。このような形で通知をし、休校をいたしたということでございます。

それで、私のほうから1点補足をさせていただきます。配布しております資料の中に福生市立小・中学校の登校日等の予定についてという、各小・中学校10校のA4の横長の表がついております。資料を御覧いただきたいと存じます。卒業式につきまして、小学6年生と中学校3年生は、教育課程が全て終了したということで卒業証書を手渡せたということでございます。しかし、その他の学年につきましては、どうしても年間で予定しておりました授業が完了していない、未完に終わっている部分があるのではないかとということで、各校長とも臨時校長会でも話をいたしました。そのことに対するきちんとした措置を行うようにということで、指導、指示をいたしたところでございます。結果として、各学校における取組の様子を御覧いただければと思います。

そこで不思議に思うのですが、これだけ学校によって様々違うのだなということを感じまして、新たな課題も見えてくるなということを感じた次第でございます。教育指導課において指導はしているかとは思いますが、中学校は全て家庭学習にもって代えるというのが、確かに文科省のこの休校措置にする前の連絡等では、それも一つのやり方ではあるというふうなことではございますけれども、果たして本市の子どもたちにとってどうなのかなということをお心配しているところでございます。こんな状況でございます。年度当初にも、その辺のところの挽回といいますか、未履修分についてはきちんと引継ぎをするということになっておりますので、年度当初に行う学校もあるのかなと考えておるところでございます。これを含めまして、教育長報告、何か御質疑等ございましたらお願いいたします。

坂本委員 今これまでの対策等について伺いました。問題はその後、4月以降のことになると思いますけれども、国からの指針が出たのですが、それに基づいて、都の指針であるとか、あと市としての対応、そんなものが今後出てくると思いますので、また事務局としての対応策が決まったならば、逐次、私たちのほうにも連絡いただけるでしょうか。

教育長 承知いたしました。文科省が昨日、学校再開に向けてのガイドラインが発出されて、受理をしております。東京都のほうがそれに合わせといたしますか、整合性を取った上でただいま検討しているということで26日まで、明日までには発表をするということでございますので、それを受けて市の方針等が決まってくるだろうというふうに考えておりますので、委員の皆様には御連絡をしたいと考えております。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第12号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたしますが、日程第7、議案第16号までの案件5件につきましては、内容に関連がありますので、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承ください。なお、採決につきましては1件ずつ採決をさせていただきます。

それでは、教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第3、議案第12号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正から日程第7、議案第16号、福生市教育委員会公印規則の一部改正につきまして、関連がございますことから一括にて御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、令和2年4月からの組織改正に伴いまして、組織名称や事務分掌、課長の専決事案などを改めるものでございます。改正の内容につきましては、別冊の資料にて御説明を申し上げます。

まず、別冊資料の1ページ、議案第12号—2資料をお願いいたします。初めに、議案第12号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正でございますが、別表第1では給食業務の委託化に伴い学校給食課が教育支援課に統合され、「教育支援課学務係」が「学務・給食係」に、「個別支援教育係」が「教育支援係」に変更されます。

1ページの下段から4ページまでは事務分掌の変更で、学校給食課の事務分掌の一部文言を整理いたしまして、教育支援課へ追加するものでございます。



次に、別冊資料の5ページ、議案第13号—2資料をお願いいたします。議案第13号の福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてでございますが、学校給食課長が専決できる事案について教育支援課長の専決事案に追加するものでございます。

次に、別冊資料の7ページ、議案第14号—2資料をお願いいたします。議案第14号の福生市教育委員会表彰規程の一部改正でございますが、別表第2の「学校給食課長」を削除するものでございます。

次に、別冊資料の9ページ、議案第15号—2をお願いいたします。議案第15号の福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正でございますが、別表の課の名称を「学校給食課」から「教育支援課」に変更するものでございます。

最後に、別冊資料の11ページ、議案第16号—2資料をお願いいたします。議案第16号の福生市教育委員会公印規則の一部改正でございますが、学校給食費の公会計化に伴い、教育支援課長の出納印を2個追加し、併せまして他にございます出納印の個数を現状に合わせまして修正をしております。施行日につきましては、いずれも令和2年4月1日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。組織体制に伴うものでございまして、課や係の減少等変わるところでございますが、よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第13号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第14号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正についてお諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第15号、福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間・休憩時間等に関する規程の一部改正についてお諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第16号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第17号、福生市学校給食センター処務規則の一部改正についてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第8、議案第17号、福生市学校給食センター処務規則の一部改正について御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の23ページを御覧ください。こちらの提案理由でございますが、学校給食の民間委託、学校給食費の公会計化に伴いまして、規定を整理いたすものでございます。この内容につきましては、別冊資料、新旧対照表で御説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入ります、別冊資料の13ページを御覧いただけますでしょうか。

主な条文の改正の内容を申し上げます。まず、第1条につきましては、こちら、「学校給食センター条例」という条例名称を、このたび「学校給食条例」と改めることに伴う規定の整備でございます。

第3条を御覧ください。第3条につきましては、現行、学校給食課長を学校給食センター所長と定めているところ、教育支援課長に、給食管理係長を同副所長と定めているところ、学務・給食係長に改める等の規定の整備でございます。

恐れ入ります。第5条を御覧ください。第5条に関しましては、私会計

の規定を公会計化するため、第2項の学校給食法第11条第2項に関する規定を削除するものでございます。

第7条、献立部会のほうにつきましては、こちらも公会計化に伴いまして、食材入札の時期タイトルが早まることに伴いまして規定の整備を行うものでございます。

以上、福生市学校給食センター処務規則の一部改正につきましての御説明とさせていただきます。御審議をいただきまして原案のとおり御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。民間委託化と公会計化に伴って行うものでございまして、特に質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第18号、福生市学校給食費補助金交付要綱の廃止についてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、引き続きまして、日程第9、議案第18号、福生市学校給食費補助金交付要綱の廃止について御説明申し上げます。

資料の27ページを御覧ください。こちら、補助金交付要綱の廃止でございしますが、平成元年の消費税導入に伴いまして要綱に定められております児童・生徒用の飲用牛乳の定率補助制度でございします学校給食費補助金を廃止するものでございます。廃止する理由といたしましては、令和2年度から学校給食用牛乳の供給に係る事業者による牛乳パックの回収業務がなくなることに伴いまして、そちらを給食センターのほうで廃止、回収リサイクル作業を行うことによる事務の見直しによる給食費補助金廃止の趣旨でございします。こちら牛乳パックの回収業務につきましては、従前と変わらず給食センターで行いますので、児童・生徒にとっての影響はないものと考えてございます。

説明は以上でございします。御審議をいただきまして、原案のとおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

これもよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程11、議案第20号と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承いただければと存じます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、日程第10、議案第19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、日程第11、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、どちらも関連する事業でございますので、続けて御説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、学校給食費の公会計化に伴う整備や支給金額を変更するため、本議案を提出させていただくものでございます。

改正内容でございますが、別冊の新旧対照表の資料の15ページから17ページをお願いいたします。第8条、こちらにつきましては、給食費の公会計化に伴う規定の整備で、「就学援助費の給食費の支給方法について、学校給食センター所長の指定する口座から支給決定者の給食費に充当することができる」と改正するものでございます。

別表第1につきましては、学用品費等の支給金額を国庫補助金の補助対象額の増額に合わせて改正するものでございます。

別表第2表につきましては、就学援助費の基準需要額の算出に必要とする生活保護基準額を国からの通知により、平成30年10月からの生活保護基準の見直しによる、影響が及ばないようにするための改正とするものでございます。

続きまして、日程第11、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業要綱の一部改正についての改正内容でございます。同じく、別冊の新旧対照表の資料19ページから20ページになります。先ほど就学援助費の御説明をさせていただきましたが、内容は同様でございます。第8条は給食費の公会計化に伴う規定の整備、別表第1につきましては学用品費等の支給金額を国庫補助金の補助対象額の増額に合わせて改正するものでござ

ざいます。

施行日につきましては、両方共に令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

これもよろしいですか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第11、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてお諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第21号、福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。これにつきましても、日程第13、議案第22号と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承いただければと存じます。採決につきましては1件ずつ行いたいと存じます。

それでは、教育支援課長、内容の説明をお願いします。

教育支援課長 日程第12、議案第21号、福生市立学校通学区域等に関する規則の一部改正について、日程第13、議案第22号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正につきまして、どちらも関連する事業でございますので、続けての御説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室の設置に伴い、規定の整備をするため本議案を提出させていただくものでございます。

改正内容でございますが、別冊、新旧対照表の資料21ページをお願いいたします。第3条は、通学区域以外から不登校特例校分教室に就学する生徒が指定学校変更手続を行わずに就学することを可能とする規定の整備でございます。

次に、日程第21、議案第22号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正の改正内容でございます。別冊の資料23ページから25ページをお願いいたします。

第2条は、不登校特例校分教室の設置に伴う用語の定義の追加でございます。

第3条は、支給対象者の追加、第7条は、請求等の規定の整備でございます。

24ページの別表は、不登校特例校分教室の設置に伴う追加と、通級指導学級等に通学する児童・生徒の通学援助費について、通学回数等によって乗車券の価格よりも定期券の価格が安価になることもあるため、通学実態に即した規定に整備するものでございます。

施行日につきましては、共に令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

御説明ありましたように、特例校、不登校特例校分教室設置に伴うものでございます。これにつきましてもよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第22号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてお諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第23号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 日程第14、議案第23号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正についての御説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、組織改正に伴う係名の修正、所属長の規定を改めるため、本議案を提出させていただくものでございます。

改正内容でございますが、別冊の新旧対照表の資料27ページから28ページをお願いいたします。令和2年4月からの組織改正に伴う係名の変更に  
より第2条第5項では「個別支援教育係長」を「教育支援係長」と変更、  
第3条では教育センター機能のうち「教職員研究・研修所の所長」を「個別支援教育係長」から「教育部主幹」へ変更。

第11条第2項では、「学校適応支援室長」を「個別支援教育係長」から「教育部主幹」へ変更するものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議を賜りまして、原案のとおり決定いただきますようよろしくお願いいたします。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。これも先ほどの組織改正等に合わせてということになりますが、若干担当の所管をより専門性が発揮できるような立場の者を置くということですが、よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第24号、福生市立学校職員労働安全衛生要綱の一部改正についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 日程第15、議案第24号、福生市立学校職員労働安全衛生要綱の一部改正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料53ページを御覧ください。別冊資料は29ページから33ページまでになります。

提案理由ですが、福生市職員労働安全衛生要綱が制定されることに伴い、本要綱についても、規定の整備を行う必要があるため、本議案を提案するものであります。現行の福生市立学校職員労働安全衛生要綱からの変更点として健康診断の実施、その他健康管理に関する規定の整備、健康診断等の実施について適用除外の規定を設けます。

第15条でございます。学校に勤務する職員で、福生市から給与、または報酬を受けている職員について福生市職員労働安全要綱の規定を適用する旨の規定を設けます。

第16条でございます。その他の規定を整備もするものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。御審議いただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。東京都から給与または報酬を受けている者というふう  
にいたすということでございます。より分かりやすくはなったと思いた  
すが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第24号  
は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第25号、福生市立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正についてを議題といたしますが、この後、  
日程第19、議案第28号までの案件4件につきましては、内容に関連がありますので、一括して説明をいたしますので、御了承ください。なお、採決につきましても、1件ずつお願いをいたしたいと存じます。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 日程第16から19、議案第25から28号、福生市立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、福生市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、福生市立学校等職員の服務規程の一部改正について、福生市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料59ページから73ページを御覧ください。別冊資料のほうは、35ページから41ページになります。提案理由でございますが、いずれも会計年度任用職員制度導入に伴い、時間講師等が一般職の地方公務員として位置づけられることになり、対象に関する規定を改正するため、本議案を提出するものでございます。また、今改正に併せて対象とする職



員が同一であるにもかかわらず、規則等により根拠法が異なっていたことから、東京都から給与、または報酬を受けている一般の職員という平易な用語を用いて対象者を明確にするものでございます。いずれにしましても、施行日は令和2年4月1日でございます。

御審議いただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。先ほど同じようなところで改正しておりますが、新旧対照表を御覧いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

質疑がないようでございますので、お諮りをいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第26号、福生市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてお諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

日程第18、議案第27号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正についてお諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第19、議案第28号、福生市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正についてお諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第20、議案第29号、福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたしますが、これも日程第21、議案第30号と内容に関連がありますので、一括して説明をいたします。採決につきましては1件ずつお願いをいたします。

それでは、参事より内容の説明願います。

参事兼教育指導課長

日程第20及び21、議案第29及び30、福生市立学校の管理運営規則に関する規則の一部改正について。福生市学校評議員設置要綱の廃止について関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料75ページから83ページ、別冊資料につきましては、43ページから45ページを御覧ください。提案理由でございますが、学校評議員の廃止や「主任栄養教諭」及び「主幹教諭（栄養）」並びに「主幹教諭（養護）」の職を設置すること及び学校の教育職員の在校時間の上限等に関する規定を定めるため、本議案を提出するものであります。

本市では、これまで毎年、小・中学校をコミュニティ・スクールとして指定してきました。ここで令和2年4月1日にコミュニティ・スクールとして全校指定が完了することに伴い、学校運営協議会が各校に配置されるため学校評議員を廃止するものでございます。また、主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）の設置につきましては、学校教育における食に関する課題の多様化、複雑化に伴い、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭が果たす役割は大きくなっていることから、東京都教育委員会が令和2年4月1日を施行期日として同職を新たに設置することに併せて、本市でも福生市立学校の管理運営に関する規則を改正し、同職を設置するものでございます。

主幹教諭（養護）につきましては、近隣自治体では平成20年頃から管理運営に関する規則に記載がされておりますが、本市では記載がされていないことが判明したため追記し、改正するものでございます。

また、令和2年1月17日に告示されました公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針により、学校の教育職員の在校時間の要件等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとされていることから、新たに第24条として追加し、現行の24条を25条に繰り下げる改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日です。御審議をいただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。  
坂 本 委 員 管理運営に関する規則の追加ということで24条が追加されたわけですが、これって規則を整えるだけではなくて実態として、こういった業務量についても、管理が適正に行われるようぜひお願いしたいと思います。これは要望です。つくただけではなくて、このとおりに実施していただくようお願いしたいと思います。

教 育 長 承知いたしました。

説明いたしましたように、この主幹養護教諭につきましては、既に配置をしているわけですが、ちょっと改正を失念しており大変申し訳ございません。ここで同時に、栄養教諭と同時に、一緒に主幹教諭の設置につきまして定めさせていただいたところがございます。お詫びを申し上げますとともによろしくお願いいたします。これは、ただいま御指導ありました件につきましては、学校運営上、きちんと責任を果たせるよう、職の責任を果たせるよう努めさせていただきたく思っております。

それでは、よろしいでしょうか。コミュニティ・スクールの関係で学校評議員のもう廃止ということになるわけでございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第21、議案第30号、福生市学校評議員要綱の廃止についてお諮りいたします。第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第22、議案第31号、福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室設置規則の制定についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

教育施策担当主幹 日程第22、議案第31号、福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室設置規則の制定につきまして御説明申し上げます。

87ページ、御覧ください。本規則は、適切な事務手続を整備し、円滑な

不登校特例校分教室事業を実施するため規則の制定を行います。第1条に設置について、第2条に位置、第3条に事業、第4条に対象者、第5条に分教室入退室検討委員会、第6条に入室手続、第7条には退室手続について示しております。その後ろに第6条、第7条に係る様式をおつけしております。学校ですと、条例に規定する必要がございますけれども、今回は分教室のため条例を規定する必要がございますことから、規則の制定というふうにさせていただいております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

特によろしいでしょうか。それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第23、議案第32号、福生市立小・中学校スクールアシスタントティーチャー配置要綱の制定についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 日程第23、議案第32号、福生市立小・中学校スクールアシスタントティーチャー配置要綱の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料95ページをお開きください。提案理由ですが、市内小・中学校に配置している補助員・支援員をスクールアシスタントティーチャーとして統合し、関連する要綱の廃止と一部改正を行うため、本議案を提出するものであります。福生市立小学校児童指導補助員配置要綱の廃止です。福生市立中学校適応指導補助員配置要綱の廃止。福生市立小・中学校日本語適応支援員配置要綱の一部改正でございます。幾つかの各種指導補助員、支援員をスクールアシスタントティーチャーとしてまとめることにより、学校現場での利便性が上がることが期待されます。

施行日は、令和2年4月1日です。

御審議いただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 いいですか。これについて校長会のほうに事前に情報提供しているので

はないかと思うのですけれども、何かこれについて賛成でも反対でもどちらでも構わないのですけれども、どんな反応が、あったか教えてもらいますか。

参事兼教育指導課長 校長のほうから、今まで理科だけしか使えないとか、算数だけとか教科が絞られていましたけれども、学校の実態に応じて使うことができそうだとということで、大多数から使いやすそうであると言った支持をいただいております。

以上でございます。

教 育 長 この件につきましては、ふっさっ子未来会議の中でも有効な人材の活用というところで御意見も少し伺って、こちらからも問題意識をお出しはいたしておりますけれども、学校のほうからもう少し使いやすいといえますか、充実した活用になるようにというところで以前から認識は持っているところなのですが、ここで改正をして学校の要望がかなえられるような形で使い、効果的なそういう指導がより高まるようにしたところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第24、議案第33号、学校医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 日程第24、議案第33号、学校医、学校薬剤師の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は113ページにございます。学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、西多摩医師会並びに福生市薬剤師会より学校医、学校薬剤師の推薦がございましたことから委嘱をさせていただくものでございます。なお、学校医は学校における児童・生徒等及び職員の健康の保持、増進を図るため、学校における保健管理に関する専門的事項を担っております。

期間につきましては、令和2年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。学校医、薬剤師の委嘱ということでよろしいでしょうか。

よろしくお願いいいたします。

それでは、お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第25、議案第34号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 日程第25、議案第34号、福生市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料115ページを御覧ください。初めに、提案理由でございますが、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、次の者を福生市スポーツ推進委員に委嘱いたそうとするものでございます。なお、スポーツ推進委員の任期は2年とされており、現在の委員の任期が本年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、新たに令和2年4月1日から令和4年3月31日まで委嘱いたそうするものでございます。

このたび委嘱いたしますのは小口健作氏、沖山健司氏、沖山裕子氏、女屋仁美氏、天野涼夢氏、五十嵐広治氏、荒井将次氏、阪上孝男氏、志村華奈氏の以上9名でいずれも再任でございます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

再任ということでございますが、よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第27、議案第36号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第27、議案第36号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

121ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、令和2年度から教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下の職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため承認を求めるものでございます。

資料はございません。内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、職員の任免に当たっては教育委員会で行うことになっております。管理職職員につきましては教育委員会にて提案させていただいてございますが、管理職以外の職員につきましてはその都度臨時で教育委員会にお諮りしなければなりませんことから、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会にて御報告させていただきたい旨をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
これも例年行っている手順でございまして、よろしいでしょうか。  
お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第36号は原案のとおり可決することといたします。  
次に、日程第28、報告第3号、福生市立福生第一中学校不登校特例校実施計画についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

教育施策担当主幹 日程第28、報告第3号、福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室実施計画につきまして御説明申し上げます。文部科学省に認可していただいた実施計画書でございます。

恐れ入りますが、125ページを御覧ください。4の教育課程の内容というところでございますが、各教科の授業時数を通常は1,015時間なのに対しまして、3学年ともに910時間としております。あと、朝のゆとりの時間を考え、午前3時間、午後2時間を基本に設定しております。

資料おめくりいただきまして、126ページ、②の特別な教育課程の詳細

のところがございますとおり、削減した学習内容を達成するための工夫といたしまして、福生版プロジェクト学習の時間と個別学習の時間を設定しております。

(3) は削減する教科について、削減する内容や授業時数、削減する教科を達成するためにどのような工夫を行うかなどを130ページまで続けて示しております。

133ページからは、その部分ではございますが、具体的な指導上の工夫について在籍校との連携ですとか、入室の方法ですとかそういった細かい具体的な工夫について示しております。

138ページ、御覧ください。こちらは、各教科の時間数となっております。括弧の時数が標準授業時数、上の大きな数字が特例校分教室の時数となっております。国語、社会、数学、理科、外国語は、大きく時数を減らしております。その代わり音楽、美術、技術・家庭、プロジェクト学習、個別学習の時間をプラスしております。

141ページからは、左側に削減される教科とこの学習指導要領の内容項目、そして右側に削減される教科等の内容に代わって取り扱われる内容について示しております。例えばこの141ページの国語の「話すこと・聞くこと」ア、イ、ウ、エについては、右側でございますように福生版プロジェクト学習や総合的な時間の中で補完していくという具合になります。141ページから第1学年のもの、そして149ページからが中学校第2学年のもの、そして157ページからが第3学年というような形となっております。1つ事例を挙げますと、150ページお戻りいただいて、例えば社会の、真ん中のところがございますが、社会の地理的分野の「日本の様々な地域」の学習内容は、右側にあるように、福生版プロジェクト学習、総合的な学習の時間で日本旅行の企画書を提案しようというような単元で補完するといったような、このような計画になっております。こちら、内容で文部科学省のほうに指定いただきましたので御報告させていただきます。

以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

文科省の認可につきましては、もう既に御報告いたしておりますように、認可を受けているわけですが、その認可に伴いまして提出をしてきて様々な修正をしながら、今まで準備をしてきたということでございますけれども、こういった内容で認可が下りているということでございます。

何かございますか。



坂本委員 これも、質問ではなくて要望なのですけれども、国からの認可をもらうためにつくっていただきました。膨大な資料、御苦労さまでした。やっぱり入ってくる子どもたちの実態というのはそれぞれ違うと思いますし、ここに来る子たちそれぞれのやっぱりいろいろな悩みだとかが持っている子どもたちが多いのだと思いますので、あまりがちがちにならない柔軟な対応をできるだけしていただければと思います。それで、ここに通って来れるような、そういう体制づくりを併せて先生方にもお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長 承知いたしました。

新藤委員 もう本当に今坂本先生がおっしゃった、そこは切にお願いをいたします。1つ細かいことなのですが、朝のゆとり3時間で、これは1時間遅れの、正式な登校時間というのは決まるわけですか、当然として。

教育施策担当主幹 はい。そうです。

新藤委員 決まるわけ。一人一人ではなくて決まる、学校として決められ、分校として決めると。そうすると1時間遅れという形になりますか。

教育施策担当主幹 そうです。習慣として。

新藤委員 いいです、いいです。それは、また1つは、ほかの生徒たちに会わない登校時間。

教育施策担当主幹 そうですね。

新藤委員 それは、やっぱり物すごく配慮を先生方していただかなければいけないところなのですが。ただ、いろんな固定級や特別支援教室なんかを見ても、やっぱり早くから来て学校では先生と話したりなどあります。確かにその登校時間は決めるのですが、そこはやっぱり、最低限来なさいねという生活のリズムの指導だけれども、その生活の流れをつくるときに、その辺りもしっかりと入れ込んでいただきたい。ただ数字として表にきちんと出すだけではなくて、そこが本来的なもの。ただ、いろんなことを配慮し、その状況によってここが9時何分だというような辺りは、そういった説明を一人一人が非常に丁寧にした上で、その1日の時間を決める。だから、確かに教育委員会が決めるわけですが、子ども一人一人のその決めが、その流れとか意味とか、あるいはその個人にとってどうかと、そういったことをやっぱり一つ一つしっかりと子どもたちに理解を共有にした上で、この点をしっかりと下ろしていくという辺りのところも、要望としてお願いしたいと思います。

教育長 何かありますか。どうぞ。

教育施策担当主幹 明日、教職員等に説明をする予定でありますので、そういった辺りも、それは含めて説明をしたいと思っております。

以上です。

教 育 長 補足しますと、この計画は坂本委員から先ほど御指摘いただきましたけれども、この不登校の特例校に入級する子どもたち、現在8名ですね、今日の時点で。その子たちが毎日来たときに、この全てこの教育計画が完了できるということになります。あくまでも段階的に進めざるを得ないだろうと。これまで要綱等で定めておりますように、30日以上欠席を既に持っている子どもたちでありますので、相当な配慮をしていく必要があるだろうと。登校時間も含めて、これまで教職員にもよく話をしていることではありますけれども、子どもが学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせるというふうなところで学校運営を行っていく、教室運営を行っていく、そういう段階的な教育配慮をしながら進めていくことになるだろうと思っております。教職員にはその旨、折に触れ話をしていかなければいけないというふうにご考慮をしております、第一中学校と連携しながら進めていくことになるだろうと思っております。教職員の配置につきましても、専任教員東京都から4名の配置をいただいております、あと非常勤教員といたしまして、教科ごとの免許証を持っている非常勤教員4名の配置、そのほか一中に所属している職員が、いわゆる兼任という形で、全ての教科を補える体制は既にできたところがございます。あとは分教室の入級の日を待つこととなりますけれども、この後、保護者説明会等もしながら万全に準備をしてみたいと思っております。コロナ対策、感染症対策、思わぬ事態も発生しておりますので、その辺も加味した上での船出になるだろうというふうに思っておりますので、また改めて委員の皆様にはこの開級についての御案内はさせていただきたいと思っております。議会からも大変注目をされておりますので、恐らく視察等も行われるのではないかと考えておりますので、慎重に、かつ正確に運営してみたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第29、報告第4号、福生市と慶應義塾大学SFC研究所との協力に関する包括連携協定についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

教育施策担当主幹 日程第29、報告第4号、福生市と慶應義塾大学SFC研究所との協力に関する包括連携協定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別紙のカラー刷りの報告第4号資料のほうを御覧ください。福生市と学校法人慶應義塾大学SFC研究所とは教育研究活動における連携協力を図るため協定を締結いたしました。

連携事項につきましては、2の連携事項がございますとおり、小・中学校における教育研究活動の推進に関すること。就学前教育段階から小学校の円滑化による教育の質の調査及び分析。各保育園、幼稚園、小学校における専門的相談機能導入後の変化等の効果検証等でございます。

具体的な連携の取組といたしましては、4にございますけれども、「学びに向かう力」に関する意識のアンケート調査、「学びに向かう力」を育むための幼児期から継続したプログラムの開発及び研究、調査・分析結果を各園へフィードバックすることで保育環境や幼児教育の質の向上などがございます。

見込まれる効果といたしまして、慶應義塾大学SFC研究所が行うアンケート調査や分析結果をフィードバックしていただくことにより、幼保小間においてカリキュラムに関する質の高い交流の促進を行います。また、「学びに向かう力」を高める保育や教育の指導方法及び評価方法等を研究、共有することで保育者や幼稚園、小学校教諭のさらなるスキル向上、またそのことが学力向上や不登校等の改善につながるというふうに考えております。

6番、今後のスケジュールでございますけれども、令和2年度は専門家による幼児教育の現状調査ですとかフィードバックの実施、それから福生市学力・学習状況調査の実施、分析、また学力向上に向けた施策検討等進めてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。いかがでしょうか。野口委員、いかがですか。  
どうぞ。

野 口 委 員 本当に画期的、かつすばらしい取組だとは思いますが、そんなのも我々、我々というかそれぞれ幼稚園、保育園、学校のほうでも未知の部分も結構

あったりして、それに対する不安というか、何か押しつけられてしまったらどうしようとか、何かうちの教育方針を曲げられてしまったらどうしようとか、そういうこう心配を思ってしまうような可能性がなくはないので、小まめな情報提供、今も連携会議をやってもらっていますけれども、ああいう形とかいろいろ情報を小まめに出していただいて、それで本当に一つの目標に向かって進んでいるのだよと、それが福生の子どもたちのためにつながるのだよというのが、全員が要望書を、小で、中学校も含めて共有できるような機運もうまく醸成していただけるとありがたいかなというふうに思っています。

要望です。以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

坂本委員、よろしいですか。

坂 本 委 員

ちょっとよろしいですか。

教 育 長

はい。

坂 本 委 員

これは、もう本当に期待していますね。

教 育 長

大変大きな課題といたしますか、責務でございますので。大学、東京都教育委員会と連携しながらになりますので、御指導方よろしくお願い申し上げます。

それでは、お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第30、報告第5号、令和元年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

教育施策担当主幹

日程第30、報告第5号、令和元年度福生市立学校学校評価についてにつきまして御説明を申し上げます。

こちらの冊子のほうを御覧ください。目次を、1枚表紙をめくっていただきまして目次のところを御覧ください。1ページから学校評価総括表、11ページから学校自己評価シート、21ページからは学校評価書となっております。本日は、主に学校評価総括表をもとに御説明をいたします。

今年度の共通する主な特徴といたしまして、学力向上、それから特別支援教育、コミュニティ・スクールが挙げられます。

学力向上に関しては、例えば5ページ、御覧ください。5ページ、目標、福生第二小の例でございますけれども、例えば校内研究を核に思考場面の充実を図り、問いを工夫するなど指導方法や支援方法について研究を今後深めていきたいですとか、また7ページ、福生第七小学校では主体的・対話的で深い学びを展開できる学びの場が設けていくことが必要だというようなことですか、地域社会と連携、協働して子どもたちの育成を図っていくなどが、今後につながっていくと記されておりました。

特別支援教育に関しては、インクルーシブ教育の視点に立った個に応じた支援の充実を図ったことですか、特別支援教室や通常の学級の担任、保護者の連携を効果的にできたというように書いてある学校がある一方で、例えば六小では通常の学級における特別支援教育の推進を通して、さらに居心地のよい学校、学級の推進ですか、五小では合理的配慮の充実をさらに図る必要性、それから最後、三中ですね、三中では校内委員会の進行について単なる情報交換に終わらせない工夫等を実施していくというような、そういったことを記されている学校もございました。

コミュニティ・スクールに関する内容としては、学校課題にも共に向き合える学校、地域関係を構築していきたいというような学校ですか、CS委員会と連携をして学習の意識づけを目的とした放課後学習支援を充実させていきたいというような、そういった記述も見られました。

以上のように学力向上の取組、それから特別支援教育の充実、コミュニティ・スクールとしての地域連携の推進についてなどの改善策が示されている学校が多くございました。後ほど御覧いただければと思います。

私からは以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。

毎年この学校評価につきましては、この時期に御提示申し上げているわけですが、自己評価が義務づけられ、関係者評価が努力義務ということで、学校評価というのは何らかの形で行わなければならないようになっているわけですが、数年前から書式等を、フォーマットですね、教育委員会のほうで示し、校長がそれに記載するような方向で行っておりますし、ホームページ等でその公開も行っているということでございます。やはり校長の負担といたしまししょうか、そういったものもちょっと大きいかないかなというふうに感じておまして、また委員の皆様の御指導いただきながら、ぜひ改善に向けての方向も考えていかなければいけないのかなというふうには考えているところでございます。内容につきましては、今主幹の

ほうから説明いたしたとおりでございますが、何か御意見等ございましたらお願いいたします。

坂本委員 評価のための評価になってもしょうがないと思いますので、ここで評価したものが次年度の教育課程にどうやって改善点というものが示されていくのかということが大事だと思うのです。そうすると、この学校評価をつくったものと、それから3月までに出了された次年度の教育課程とのですね、それとの関連というのはどういうふうやって事務局のほうでは確認されているのかちょっと教えてもらいますか。

教育施策担当主幹 こちらの学校評価との整合性というのはまだ取れておりませんで、次年度の学校計画との相互ですとか、そういったところは確認を今後していこうと考えております。

以上です。

教育長 教育課程の届出、当然完了しておりますけれども。

教育施策担当主幹 こちらのほうが後なのです。

教育長 その中で、教育課程を受け付ける中で、恐らく学校ごとのやり取りは指導主事のほうで様々学校評価を生かすようにというような指導はしているよね。

教育施策担当主幹 はい。評価のほうが提出は後なので、少しその辺り時間差が出てしまっているのですが、経営方針のほうでお諮りさせていただきます。

教育長 坂本委員、よろしいでしょうか。

坂本委員 評価のためのアンケートや何かも暮れからやっているのではないの。

教育長 そうですね。

坂本委員 ですから、当然その評価結果みたいなものを基に、次年度の教育計画を立てているのではないと思うので、指導主事から聞き取りするときに教務主任から話の中に出てきているのではないかと思うのですけれども。

教育長 そうですね。

坂本委員 だから、そういうものを、できるだけこの評価を使った形で次年度の改善点みたいなものを出すとか、また重点目標をこういうふうに変えましたとか、そういうような話を聞き取りしていただければと思います。

教育長 ありがとうございます。

ありがとうございます。重末指導主事、その点いかがですか。

指導主事 御指摘ありがとうございます。改善、その他、私のほうでこの学校評価を次の教育課程に生かすというところのこの接続のところについては、この後、今の御意見を受けて考えていかなければいけないというふうに感

じたところであります。もちろん教育課程のつくっているヒアリングのところでは昨年度の課題であったり、そのことを踏まえて、今年度重点的に取り組むところは何かというところは従来どおり取り組んでいきます。ですので、その学校評価のところと教育課程の接続というところにつきましては、御指摘のところをしっかりと意識しておいて、来年度どうするかというところを踏まえて点検していきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

教 育 長 また、校長会等でも当然暮れのほうから御指摘のように、学校評価等客観的なデータといいますか、そういうのは取っているわけですので、そういうのは教育課程の方針等に反映されるように。さらに、おっしゃっていただきましたように、評価のための評価ではなくて、きちんと生かせるように、PDCAサイクルとして生かせるように指導してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

ほかに。

坂 本 委 員 あわせていいですか。評価をもとに教育課程をつくるということになるのですけれども、今度コミュニティ・スクールに全部なるとすると、やっぱり教育委員会に提出する前にコミュニティ委員会の承認を得なければいけなくなるわけですね。ですから、今言ったみたいなこと、サイクルの部分をもっときちんと学校にも生かしていただいて、いつこれができるかですね、時期の問題ではなくて。必要な手続をきちんと取れるようなスケジュール管理も教育委員会のほうでぜひやっていただきたいなと思っています。これも要望です。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいですか。承りました。

新 藤 委 員 これは、もう要望点としていただいてというぐらいの、言っておかないと。

教 育 長 どうぞ。

新 藤 委 員 先ほどあった不登校特例分校の教室が今度は一校の中に設置されることになって、来年の学校評価には何らかの形でここに挙げられる形、事実上、入室のときの検討委員会がありますよね。あのメンバーが何らかの形で評価といいますか、辺りが中心になっていたなというちょっと思いもあるのですが、そんなこともちょっと整理をしていただいて、やはりこの学校評価の中に何らかの形でこう見えるようにしていただくことを検討していた

だきたいと。

それから、あともう一点。やっぱり校長においては、かなりこれは負担というか、かなり重いものになるのです。当然これは公開にもなりますし、ですので、今言った分校の問題とか多様化が進んできたり、あるいは坂本先生がおっしゃったそのサイクルに合わせてともかくPDCをしなければいけないという、しなければ有意義ではないということ考えたときに、もうちょっと内容を中身について検討しないと、これはちょっと破綻するかな。

教 育 長        そうですね。

新 藤 委 員     ちょっとこの辺りも含めて1年間かけてちょっと丁寧に検討していただければというふうに思います。

教 育 長        私のほうでも課題認識を申し上げましたけれども、なかなか読みづらいというのですか、そういった点では多少また御指導いただきながら改善をしていかなければいけないというところも出てきているようでございますので、ぜひそんな形で生かしてまいりたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長        異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第31、報告第6号、全国学力・学習状況調査保護者リーフレットについてを議題といたします。指導主事より内容の説明を願います。

指 導 主 事     日程第31、報告第6号、平成31年度全国学力・学習状況調査保護者リーフレットについて御報告申し上げます。報告第8号のカラー刷り資料になります。保護者向け学力向上リーフレット「家庭での働きかけで学力アップ」を御覧ください。今年度実施しました全国学力・学習状況調査の結果並びに教員用リーフレットについては御報告いたしましたが、その結果を踏まえ保護者リーフレットを作成いたしましたので、改めて御報告をさせていただきます。

本リーフレットは、家庭において我が子の学力を向上させるためにはということコンセプトとして平成27年度から作成しております。保護者が全国学力状況調査の結果について興味、関心を持ち、家庭内における会話の話題にすることで子どもが意欲的に学習することにつながることを狙い



としております。

表紙に掲載しておりますグラフを御覧ください。今年度は、望ましい生活習慣と学力の相関関係について取り上げました。大人が手本を見せることや子どもたちの生活環境を整えることの大切さを示しました。また、2ページと3ページにつきましては、昨年度と同様に今年度調査において課題となった問題を紹介しております。家族が子どもと一緒に取り組める問題を選出したり、声掛けのポイント等を示したりすることで家庭での学習習慣の形成につなげることを狙いとしています。なお、最終ページには市の平均正答率ではなく、全国平均を達成した児童・生徒の割合を全国平均達成率として掲載し、子どもたちの日々の努力や学校の取組の成果を目立つように工夫しております。

本リーフレットは、福生市教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。

以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等いかがでございますでしょうか。

これも例年お出ししているものでございますけれども、本年度のデータに基づいて、調査結果に基づいてお作りをしているものでございます。いかがでしょうか。

加 藤 委 員 1点よろしいですか。今さらなのですが、この保護者向け学力向上リーフレットというのは、配布する保護者というのは学年とか、こう一定、テストを受けた6年生と中学3年生とかの保護者になるのですか。それとも、全校配布になるのですか。

指 導 主 事 御質問ありがとうございます。こちらの資料は、何か印刷物を配布するというのではなく、先ほど御説明させていただきましたが、昨年度からはホームページのみでの公表という形で取らせていただいております。

加 藤 委 員 それで、そのホームページで掲載していますというのは保護者たちには学校側から通達というか、行っているのでしょうか。

指 導 主 事 このホームページのところでの紹介をしているというところにつきましては、校長会のところでは周知をしているところであります。ただ、そのところで、なかなかほかの保護者の方々がどこまで伝わっているのかについては、あるいはどのぐらい閲覧数にあるかというところについては、ちょっとまだ課題があるかなと感じております。

教 育 長 学校だより等の掲載はないの。部分的には学校だよりも出しているのではないの。

指導主事 今年度は、それぞれの学校のその結果については、学校だよりのところでも出しているところになっております。ただ、先ほどお話、御指摘いただいた配布物として渡しているものではないので、どのぐらいか認知されているかというところについては、私もこの後工夫が必要かなと感じております。

加藤委員 よろしいですか。せっかくこれだけのリーフレットを毎年作っていただいているので、孫が公立小学校に通っている身として保護者が全く学力テストがあるということすら知らなかったりしているので、やはり学力向上をするためには、広くこれだけのものがあることを保護者の目になるべく多く触れる機会を設ける算段をするほうが、このリーフレット自体が生きてくるのではないかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

教育長 はい。承知しました。

教育施策担当主幹 全国学力・学習状況調査ではないのですけれども、次年度からは福生市の学力・学習状況調査を行う予定でして、そちらに関しては個票がそれぞれ配られる形になりますので、保護者の方にもフィードバックができるかなというふうに考えております。

以上です。

教育長 ほかによろしゅうございますか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第32、報告第7号、令和元年度「英検福生モデル」公費受験の結果についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指導主事 日程第32、報告第7号、「英検福生モデル」公費受験の結果について御報告いたします。

A3横判の資料を御覧ください。報告の前に、申し訳ありません、1点資料の訂正をさせていただきます。資料の左下のところにあります「公費受験の状況」の中の準1級、小学校第6学年0名となっておりますが、こちら1名となっております。お手数おかけして申し訳ありませんが、修正のほうお願いいたします。

それでは、御報告、御説明させていただきます。資料の左側には、英検

公費実施の意義、英検福生モデルの概要、公費受験の状況について、右側には今年度の結果をまとめました。今年度の公費受験の結果は、資料右上の級別合格者の推移で確認できます。過去からの推移の様子から小学校、中学校ともに難易度が高い級の合格者が増えていることが分かります。

次に、英検所持率についてです。本所持率は、公費英検以外に取得しているものも含んでおります。小学校、中学校ともに所持率が50%に達しております。

最後に、令和2年度以降の英語資格受験の取組についてです。まず、令和2年度からは、公費受験の内容を実用英語技能検定からGTECに変更します。GTECの受験結果を都立高等学校等の進路対策に効果的に活用できるように、受験対象者を中学校第3学年とし6月に受験を実施します。GTECの効果的な活用については、英語教育推進委員会で検討していきます。

以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。渡辺委員、いかがですか。

渡 辺 委 員 特にないですが。

教 育 長 はい。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第33、報告第8号、福生市立学校の臨時休校に伴う学校給食費の取り扱いについてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第33、報告第8号、福生市立学校の臨時休校に伴う学校給食費等の取り扱いについて御報告いたします。

資料179ページを御覧ください。まず1番、概要でございます。新型コロナウイルスの感染症対策のため市内小・中学校が臨時休業となって、併せて学校給食の提供も中止となったため、学校給食費を返金する必要が生じたため、このような取扱いをいたしております。

まず、こちら令和元年度の給食費については、私会計で行っております

関係もございますので、まず学校給食センター運営協議会の委員さん、全21名に対しましては、事前にこういう取扱いをさせていただくことについて御連絡をさせていただき御了解をいただいたおつたものでございます。

2番、提供中止期間に関しましては、3月2日から3月24日となっております。3月分丸々1か月分の給食がなかったことに伴う対応となっております。ここで、通常であればインフルエンザ等給食の食材の関係がございまして、事案が生じたときから6日目以降が返金の対象となるのですが、今回は国からの要請が2月27日に発表されて、2月28日以降動き出したため、当初から保護者の負担をどうするのかという議論がございました。食材の発注キャンセルができないものも一部ございました関係で、こちらのほうを検討しておりましたところ、3月10日に文部科学省のほうで学校給食にまつわる学校臨時休業対策費補助金という交付要綱が示されておりまして、廃棄食材等の費用に関しましては保護者へ転嫁しないようにという要請がございましたので、それに沿った対応とさせていただいております。

こちら、3番の給食中止回数に関しましては、小学校、中学校ともに回数が違ってございまして、4番の返金額につきましても、各学校、学年によって異なっておりますが、大きなところで申しますと、返金の対象となる方への対応、もしくは徴収の対象になる方、これは9月以降転入された方等に関しましては、減額した後の分を一部徴収しないといけないという対応等分かれてございます。

180ページを御覧ください。5番、返金方法でございまして、こちら口座振替を原則とさせていただいております。

6番、今後の予定のところでございます。こちら保護者の周知のところでございますが、3月19日に行われました中学校の卒業式でまず保護者に個別の通知を配布してございます。それで、3月24日、25日、小学校修了式、中学校修了式に合わせまして、全保護者に対してそれぞれ同様の通知文を配布する予定でございます。それで、3月31日までに対象案件について口座振替、もしくは口座還付をする予定でございます。

7番のその他に関しましては、一部生活保護対象者の取扱い等につきましては、またこれは厚生労働省から別途取扱いについての要請等が示されておりますので、そちらに合わせまして対応を図っていくところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は以上でございます。  
質疑等ございましたらお願いいたします。  
お分かりいただきましたでしょうか。今説明したように進んでいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。  
お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。  
よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。  
次に、日程第35、その他報告事項について説明を申し上げます。その他報告事項、1番目といたしまして、令和2年度組織改正について教育総務課長より報告願います。

教育総務課長 それでは、令和2年度組織改正につきまして御説明を申し上げます。  
資料の187ページ、お願いいたします。新たな行政ニーズ及び様々な行政課題の対応並びに効率的な業務執行の体制を整備するため令和2年4月1日付で組織改正が行われる予定でございます。組織改正の要点でございますが、都市建設部長及び参事の事務分掌の見直し、教育部主幹の新設、学校給食課所管事務の教育支援課への移管及びこのことによります学校給食課の廃止、業務の効率性等を考慮した人員体制の整備がございます。

2の組織改正の内容のうち教育部を中心に御説明を申し上げます。(1)の機構の改正のうちイの教育部主幹の設置は授業改善の推進に必須となるICT環境の整備、充実に加え、不登校総合対策の充実、幼保小連携の取組等により、これらの業務に係る主幹を新設するものでございます。

飛びまして、オの教育部学校給食課の廃止につきましては、学校給食課の給食調理業務、防災食育センターの施設管理及び車両管理の委託化に伴いまして、学校給食課所管事務を教育支援課へ統合することで業務の適正化を図るとともに、学校給食課を廃止、所管していた事務分掌を教育支援課へ移管するものでございます。

これに伴いまして、ウの教育部教育支援課における係名の改名及び職員の配置の見直しでございますが、学務係を「学務・給食係」に変更いたします。

エの教育部教育支援課個別支援教育係の改名は、業務内容に沿った係名となるよう「教育支援係」とするものでございます。

188ページをお願いいたします。次に、(2)組織定数の増減のうちカの

小・中学校の現業職員の増員は、学校給食課の給食調理業務、防災食育センターの施設管理等の委託化に伴う現業職員の再配置によるものでございます。

キの教育部教育指導課指導係の増員は、指導係に係員を2名定数化するとともに、担当主査を1名定数化するものでございます。

(3)の重要施策推進要員の配置につきましては、クの教育部教育総務課学校施設係に記載のとおり、学校施設係に重要施策推進要員を1名配置するものでございます。

191ページ以降は、組織全体の新旧対照表となります。教育部につきましては196ページに記載がございますが、改正後の組織職員数は去年の77名から4名減となりまして、総職員は73名となります。下段の記載がございますが、市全体では正規職員は396名から402名になりまして6名の増員となるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

その他報告事項は事務局から以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第26、議案第35号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第34、報告第9号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は退席をお願いいたします。

( 非公開会議 )

教 育 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。